

■ 麻酔科専門医更新申請について

麻酔科専門医(以下専門医)は、「認定制度細則麻酔科専門医に関する細則」に則って審査されます。

申請方法はWeb申請を行い、書類を提出し申請手続きを完了してください。書類が届かない限り申請は完了されておらず申請受理となりません。

また、一旦振り込まれた審査料はいかなる理由があっても返還されません。審査料を支払われ、書類が期日までに届かない場合は、申請未完了となる上に、審査料は返還されませんので十分ご注意ください。尚、申請書類は必ず郵送してください。

■ 申請資格

- 1) 専門医資格の有効期間が終了する年度に達している正会員または名誉会員であること。
- 2) 専門医に登録された後、引き続き麻酔科関連業務に専従< *注>していること。
- 3) 更新申請する年の5年前の4月1日から更新申請する年の3月31日までに、所定の研究実績(5単位)があること。

*注…専従とは以下に掲げる業務を主たる業務とし週3日以上携わっていることをいい、業務に従事する施設は複数にわたることができます。ただし、基礎的研究のみ従事している期間は除きます。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

※研究(国内・海外留学)に携わっている場合は、審査対象となるため、研究内容の説明(任意様式)・在籍証明書・研究業績(論文のコピー等)を提出してください。

☆専門医資格の初回更新時には、指導医の認定申請ができます。

指導医の認定申請をする場合は、専門医更新申請書類の提出は不要です。

指導医が認定されない場合に専門医の更新が必要です。

■ 申請の受付期間:毎年9月1日～10月31日

専門医の有効期間が終了する前年の9月1日～10月31日です。

更新対象者へは事務局より連絡します。尚、申請締切日にWeb申請を行った場合の申請書類郵送受付けの締切は10日後(消印有効)とします。この期間までに申請書類を提出しない場合は申請無効となり、支払い済の審査料は返還されませんのでご注意ください。

また、パソコン環境等を理由とした締め切り後の申請についても特別措置はございません。ご注意ください。

■ 申請手順:以下の手順でWeb申請を行い、必要書類一式を事務局に送付ください。

1. 本会ホームページの会員ページ「マイページ」にログイン

2. 「マイページ変更・学術集会事前予約・選挙・e-learning に関してはこちらをクリック」
→「認定申請」を選択
3. 学歴、職務経歴、麻醉経歴、臨床実績、学術単位等、必要事項を入力する。
4. Web から認定審査料を支払う。(クレジットまたはコンビニ決済を選択)
 - * 一旦支払われた審査料はいかなる理由であっても返還しません。
 - * コンビニ決済の場合、支払い期日までに支払いを完了されなければ再度 Web 申請をやり直していただくことになりますのでご注意ください。
5. Web から申請に必要な書類を印刷する。
6. 職務経歴書、麻醉経歴書に所定の署名と印、臨床実績証明書に所定の署名を貰う。
7. その他申請に必要な書類を揃え、申請書類一式を事務局に送付する。
8. 事務局で、Web からの申請があること・審査料支払いがあること・申請書類が届いていることが確認できた時点で申請受付完了。
(Web で作成した書類を事務局に提出して申請手続き完了です。Web の申請のみでは正式な申請と見なしませんのでご注意ください。)
 - * 申請マニュアルをご確認ください。
 - * 申請画面上に沿って必要事項を入力し、手続きを進めてください。
 - * 申請書類については、下記「申請書類について」をご参照ください。
 - * 申請後、認定審査委員会で書類審査を行い、本会の会員情報に登録されているアドレス宛にメールで合否をお知らせします。

■申請書類について

下記の申請書類が必要です。押印等必要な対応後、必ず事務局へ送付して下さい。

- 1) 麻酔科専門医更新認定申請提出必要書類送付書
 - ・Web 申請完了後にダウンロード可能となります。
 - コンビニ支払いを選択した場合、コンビニ支払い完了後にダウンロード可能となります。
- 2) 職務経歴書のコピー
 - ・更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請時現在に至る経歴の記載と、施設長の署名と公印の捺印が必要です。
 - ・施設長が勤務当時と申請時現在で異なる場合は、申請時現在における当該施設の施設長の署名と公印の捺印で結構です。
 - ・ご自身が施設長の場合は、自署の上、公印を捺印して下さい。

注) 職務経歴書における公印の捺印は、全て施設の公印になります。
- 3) 麻酔経歴書のコピー
 - ・更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請時現在に至る経歴の記載と、麻酔科責任者の署名と捺印が必要です。

- ・麻酔科責任者が勤務当時と申請時現在で異なる場合は、申請時現在における当該施設の麻酔科責任者の署名と捺印で結構です。
- ・ご自身が麻酔科責任者の場合は、施設長の署名と捺印が必要です。

4) 臨床実績報告書 5 年分のコピー(各年度、各施設毎に作成したもの)

- ・臨床実績報告書には麻酔科責任者の署名が必要です。ご自身が麻酔科責任者の場合は、自署して下さい。ただし、ご自身が麻酔科責任者であっても非常勤の場合は施設長の署名として下さい。

5) 専門医実績目録のコピー

- ・更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から更新申請する年の 3 月 31 日までの実績を記載して下さい。
- ・専門医実績目録には実績証明書類のコピーを添付して提出して下さい。

* すべての提出書類の原本はお手元に保管しておいて下さい。

* 職務経歴・麻酔経歴がない期間や麻酔科関連業務に専従できない期間がある場合、必ず申請者の署名・捺印による理由書を添付して下さい。理由書の様式は「理由書(サンプル)」を参照して下さい。

■審査の方法

原則として書類審査ですが、認定審査委員会が必要と判断したときには、実地審査をすることがあります。

■審査料

審査料は 20,000 円です。Web 申請画面の案内に沿って審査料を払い込んで下さい。

クレジット決済またはコンビニ決済が選択できます。コンビニ決済が選択できるのは Web 申請締切の 10 日前までとなります。

尚、既納の審査料はいかなる理由があっても返還いたしません。

■提出方法

任意の封筒をお使いいただき、必ず、『専門医更新申請用』と朱書きの上、原則として簡易書留もしくは宅配便でご送付下さい。

送付先は下記「提出・問い合わせ先」としてください。審査に係る書類の不備について連絡を受けたにも関わらず、指定期日までに提出がない場合審査を行わないことがあります。

■登録手続

合格通知は本会の会員情報に登録されているアドレス宛にメールでお知らせします。認定審査委員会委員長からの認定通知を受領後、2週間以内に専門医登録料10,000円を払い込んで下さい。

登録料の払込を確認後、年度末に認定証を送付します。

2週間後納付が確認されなかった場合、合格は無効となりますので、ご注意ください。

登録日は、認定審査に合格した年度の翌年度4月1日となります。

申請書類記入要領

1. 申請提出必要書類送付書

必要提出書類のチェックリストを必ず確認した上で、すべての書類と一緒に提出してください。

2. 臨床実績報告書

臨床実績報告書には麻酔科責任者の署名が必要です。ご自身が麻酔科責任者の場合は、自署して下さい。

ただし、ご自身が麻酔科責任者であっても非常勤の場合は施設長の署名として下さい。

ペインクリニックの場合は、1患者を1症例とします。

集中治療の場合は、1患者の主な疾患の術後管理を1症例とします。

3. 専門医実績目録

単位については【実績目録単位表(2016/11/25版)】のPDFファイルをご参照下さい。

1) 更新に必要な研究実績は5単位です。

* これには以下に掲げる2.5単位の実績を含まなければなりません。

①日本麻酔科学会が主催する年次学術集会への参加(必須)…1.5単位

②日本麻酔科学会が主催する学術集会等への参加

日本麻酔科学会が主催する学術集会等での発表

日本麻酔科学会の機関誌、準機関誌への発表

いずれかによる1単位

* 日本麻酔科学会が主催する学術集会への参加については事務局でデータ確認いたしますので、参加証のコピー添付は不要です。

2) 不足する単位は単位表に掲げる学術集会への参加ならびに発表、および学術出版物への発表による実績を加算して下さい。

単位表に掲げられている学術集会、学術出版物等に発表したときは、以下に記載する単位を算定できます。

・ 筆頭発表者は単位表に掲げる単位をそのまま取得できます。

- ・筆頭発表者以外の発表者の単位は、単位表に掲げる単位を筆頭発表者を含む発表者全員の数で割った数値(小数点以下第3位を四捨五入)とします。

4. 実績証明書類(コピーを送付のこと)

- ・学術集会への出席:当該学会の参加証。

なお、日本麻酔科学会年次学術集会の参加証については、2006年度以降発行しております。事務局でデータ確認いたしますので、参加証のコピー添付の必要はありません。

- ・学術集会への発表:抄録

注)証明書類として抄録と学術集会の名称、回、会期が確認できるもの(抄録の表紙またはHP)を併せてご提出ください。

- ・学術出版物への発表:当該論文のコピーまたは別刷

注)証明書類として論文のコピーの場合、出版物の名称、発行日、号が確認できるものを併せてご提出ください。

※実績目録の番号[1--(1), 1--(2), 2--(1), 2--(2), 3--(1), 3--(2)…]を右上に記載し、番号順に重ねて左上をホッチキスで留めて下さい。

専従の特例について

出産、育児や病気による長期療養等のやむを得ない事情で相当の期間にわたり麻酔科関連臨床業務への専従ができない方は、所属する診療科(部)長の証明により、「週3日の麻酔科関連業務への従事の条件」が免除されますが、少なくとも週1日の麻酔科関連業務に従事することが必要です。

ただし、1年間を限度とします。

暫定申請について(更新の猶予)

1. 暫定申請の該当者

①妊娠、出産、育児あるいは病気による長期療養のため、1年以上麻酔科関連の臨床業務に従事できなかつたとき

②海外研修等により1年以上海外に居住したとき

・以上に該当する方は、2年間を限度に専門医更新の猶予申請をすることができます。

申請書は専門医更新特例申請書をそのままお使いいただけますが、更新申請同様に、5年分の職務経歴書、麻酔経歴書、臨床実績報告書の提出が必要です。

・更新の猶予が認められた場合、猶予期間終了年度に更新申請をして下さい。

・更新申請の際には、必要な単位数に猶予期間1年につき0.5単位が加算されます。

2. 手続

①専門医更新特例申請書

※診断書、出産証明書、海外研修先からの証明書等を添付して下さい。

②職務経歴書・麻酔経歴書・臨床実績報告書(5年分)

③審査料(20,000円)

更新辞退者の手続について

・専門医更新を辞退される方は、専門医辞退届を使用して手続をして下さい。

提出・問い合わせ先

〒 650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目5番2号

神戸キメックセンタービル3階

公益社団法人 日本麻酔科学会認定審査委員会

TEL 078-335-6078 FAX 078-306-5946